

志賀原子力発電所1号機
平成15年度第3回保安検査指導に対する報告について

平成16年2月6日
北陸電力株式会社

当社は、平成15年11月26日に発生した原子炉冷却材再循環ポンプ起動操作時に起動条件を十分に確認しなかったことについて、平成15年度第3回保安検査結果として原子力安全・保安院から指導を受けておりました（1月29日お知らせ済み）が、本日、原因の究明及び再発防止対策をとりまとめた報告書を同院に提出しました。

当社といたしましては、今後、この再発防止対策を徹底し、更なる安全運転に取り組んでまいります。

以上

添付資料

志賀原子力発電所1号機 原子炉冷却材再循環ポンプ起動時の確認不足事象の原因と再発防止対策について（報告書概要）

志賀原子力発電所 1 号機 原子炉冷却材再循環ポンプ起動時の確認不足事象の
原因と再発防止対策について（報告書概要）

1. 概 要

第 8 回定期検査中の平成 15 年 11 月 26 日、原子炉冷却材再循環ポンプ（A）を起動したところ、起動の条件である「停止中の原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度との差 27 以内」を 2.5 超えていた（温度差 29.5 ）。

2. 原 因

(1) 不明確な役割分担

当直長は、操作関係者に対し、ポンプ起動前の温度差を確認する者など明確な役割分担をせずに操作を進めた。

(2) 要領類遵守の不徹底

操作関係者は、事象発生 3 日前に手順書を用いてポンプの起動操作を実施しており、十分操作内容を把握していると考え手順書を使用しなかった。

3. 再発防止対策

(1) 当直長は、保安規定に係わる運転操作にあたっては、操作開始前に操作関係者に対し明確な役割を指示・周知して運転操作にあたることとし、その旨要領に明記した。

(2) 手順書に従って確実に確認・操作させる等、運転操作に係る要領類遵守を再徹底した。

また、保安規定に係わる運転操作を行う際には必ず手順書を用いる旨要領に明記した。

(3) 運転シミュレータ訓練において、保安規定を遵守していることを確認する訓練を実施することとした。

(4) 当直長は、保安規定に係る運転操作にあたっては、温度差の報告を求めなど具体的な指示・命令を行うこととし、その旨要領に明記した。

(5) ポンプ起動前の温度差など保安規定を満足していることを確認する確認シートを新たに作成し、当直長が確認した後、起動を許可することとした。

上記再発防止対策については、原子炉主任技術者及び発電課長により、継続的に確認することとする。

以上